

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和2年度)

作成日 2021/2/24

最終更新日 2021/2/24

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和3年2月1日
国立大学法人名		国立大学法人宇都宮大学
法人の長の氏名		学長 石田 朋靖
問い合わせ先		総務部総務課法規調整係 Tel : 028-649-5011 Mail : syosoumu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp
URL		<a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/R2_governance_houkokusho.pdf">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/R2_governance_houkokusho.pdf</a>

**【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】**

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		宇都宮大学においては、国立大学ガバナンス・コードに沿った運営がなされていることが確認された。
監事による確認		宇都宮大学においては、国立大学ガバナンス・コードに沿った運営がなされていることが確認された。本報告はいわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン（遵守又は説明）原則」に基づいて行われることとされているが、ガバナンス・コードをドライビング・フォースとして機能させ、更なるガバナンス強化に取り組むことが求められる。
その他の方法による確認		その他の方法による確認は実施していません。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>宇都宮大学は、ミッションを踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略を策定して「宇都宮大学アクションプラン2016」として学内外に公表しています。アクションプラン策定にあたっては、経営協議会学外委員をはじめとした多様な関係者から意見を聴取して社会の要請の把握を行っています。また、本アクションプランでは、ビジョン、目標及び戦略を実現するための工程も示しています。</p> <p>・業務に関する情報  <a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/duties.php">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/duties.php</a></p>
補充原則 1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>宇都宮大学は、目標・戦略を「宇都宮大学アクションプラン2016」として公表し、その進捗状況と検証結果、及びそれを基に改善に反映させた結果等を「アクションプラン成果報告書」として毎年公表しています。</p> <p>・業務に関する情報  <a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/duties.php">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/duties.php</a></p>
補充原則 1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		<p>宇都宮大学は、経営及び教学運営に係る、権限と責任の体制を宇都宮大学組織規程をはじめとする関連規程及び統合報告書2020「宇都宮大学のマネジメント」において、宇都宮大学公式ホームページを通じて公表しています。</p> <p>・国立大学法人宇都宮大学組織規程  <a href="https://education.joueikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame110000001.htm">https://education.joueikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame110000001.htm</a></p> <p>・国立大学法人宇都宮大学経営協議会規程  <a href="https://education.joueikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame110000003.htm">https://education.joueikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame110000003.htm</a></p> <p>・国立大学法人宇都宮大学教育研究評議会規程  <a href="https://education.joueikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame110000004.htm">https://education.joueikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame110000004.htm</a></p> <p>・組織に関する情報  <a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/outline/jyuhoukoukai/sosiki-jyuhou.php">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/outline/jyuhoukoukai/sosiki-jyuhou.php</a></p> <p>・業務に関する情報  <a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/duties.php">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/duties.php</a></p>
補充原則 1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		<p>(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p> <p>宇都宮大学の教員人事の円滑化かつ適正化を進め、全学的観点から教員人事をマネジメントのために学長の下に設置した、役員、各学部長等で構成する「人事調整会議」において、適正なポイント管理に基づいた任用計画を審査し、計画的な人員管理を実施しています。また、年齢構成の均等化を図るため、当会議において平成28年度から新規採用は原則、助教のテニュアトラック教員とする方針を定め、若手教員を積極的に採用しています。</p> <p>また、女性教員採用特別制度（1名ないし2名の採用枠）を活用し、公募要領へ「業績が同等の場合は女性を優先して採用する」旨を記載し、女性の教員を優先して採用する取り組みを行っています。</p> <p>職員については、再雇用職員も含めた人員管理を行い、年齢構成等を考慮した適切な人員配置を実施しています。</p> <p>国が定めている障害者法定雇用率を達成するため、全学的に障害者雇用枠を設けるとともに、障害者に配慮した業務内容、業務量及び勤務時間等の調整を図るなど、障害者雇用を推進しています。</p> <p>さらに、平成30年度ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（先端型）事業（JST）に申請・採択し、海外派遣等を通じた女性教員の上位職登用や女性教員数の増進等を目標に掲げ、女性研究者の研究力向上及び国際的な人的ネットワーク</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>の構築等を推進しています。</p> <p>教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・渉外の有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針については、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」、男女共同参画社会基本法に基づく「女性教員を増加させるためのアクションプラン」及び第3期中期計画において、女性管理職比率、女性教員比率及び40歳未満の若手教員比率の向上を図るための方針を定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般事業主行動計画</li> </ul> <p><a href="http://kyodo-sankaku.utsunomiya-u.ac.jp/about/promote.html">http://kyodo-sankaku.utsunomiya-u.ac.jp/about/promote.html</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性教員を増加させるためのアクションプラン</li> </ul> <p><a href="http://kyodo-sankaku.utsunomiya-u.ac.jp/socialwork/actionplan.html">http://kyodo-sankaku.utsunomiya-u.ac.jp/socialwork/actionplan.html</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人宇都宮大学第3期中期計画</li> </ul> <p><a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/ch-plan_3_h28-33.pdf">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/ch-plan_3_h28-33.pdf</a></p>
<p>補充原則1-3⑥(3)</p> <p>自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>中期的な財務計画については中期計画に、教育研究の費用及び成果等は各年度の財務諸表及び財務報告書並びに統合報告書において、それぞれ宇都宮大学公式ホームページを通じて公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務に関する情報</li> </ul> <p><a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/finance.php">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/finance.php</a></p>
<p>補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③</p> <p>教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>		<p>平成30年度決算からアクションプランとファイナンシャルを統合した統合報告書を作成し、大学の活動状況や決算内容を公表しています。</p> <p>その他、近隣自治会及び保護者ガイダンスでステークホルダーに冊子を配布しています。</p> <p>また、冊子体を学内各所に配置して周知を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇都宮大学アクションプラン</li> </ul> <p><a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/duties.php">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/duties.php</a></p>
<p>補充原則1-4②</p> <p>法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>宇都宮大学の次代の大学経営を担う人材育成については、文部科学省や国立大学協会等が実施するマネジメントに関する研修会や、学長を塾長、栃木県知事をはじめとした県内のトップリーダーを顧問、県内外の一線で活躍する者を講師とする宇大未来塾「とちぎ志士プログラム」に積極的に教職員を派遣して人材育成を行っています。</p> <p>実際に、次代の経営人材育成のため、イノベーション経営人材育成システム構築事業「大学トップマネジメント研修」に毎回教員を参加させ、大学マネジメントに関する知識・ノウハウを修得させ、理事又は副学長への登用を行いました。</p> <p>また、大学の重要施策に対して学長を補佐するポストとして、副学長、学長特別補佐を適所に配置して大学経営の一端を担わせています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人宇都宮大学副学長に関する規程</li> </ul> <p><a href="https://education.joureikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame110000018.htm">https://education.joureikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame110000018.htm</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人宇都宮大学学長特別補佐に関する規程</li> </ul> <p><a href="https://education.joureikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame110000104.htm">https://education.joureikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame110000104.htm</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人宇都宮大学戦略企画本部規程</li> </ul> <p><a href="https://education.joureikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame110001184.htm">https://education.joureikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame110001184.htm</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人宇都宮大学戦略企画チーム規程</li> </ul> <p><a href="https://education.joureikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame110001189.htm">https://education.joureikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame110001189.htm</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成方針</li> </ul>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		<p>学長は、重点を置く特命事項を処理するため、理事、副学長、学長特別補佐の担当業務を明確にするとともに、業務を継続的かつ発展的に遂行するための戦略的な配置を行い、大学HPにおいて、その内容を公表しています。</p> <p>・理事・副学長及び学長特別補佐等の担当業務等  <a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/outline/jyouhoukoukai/sosiki-jyouhou.php">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/outline/jyouhoukoukai/sosiki-jyouhou.php</a></p>
原則 2-2-1 役員会の議事録		<p>宇都宮大学は、役員及び学長特別補佐のみで構成される学長打合せ及び役員のみで構成される戦略企画本部会議において、本学が戦略的に取り組むべき重要事項について十分な検討・討議を重ね、法人の長の意思決定を支え、法人の適正な経営を確保に努めています。</p> <p>また、役員会において、適時かつ迅速な審議を行い、その議事録を大学HPにおいて公表しています。</p> <p>・役員会議事録  <a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/syokaigi.php">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/syokaigi.php</a></p>
原則 2-3-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		<p>宇都宮大学は、大学経営及びガバナンス強化のため、他国立大学の学長経験者である者を理事として登用し、大学運営全般担当とすることで、その経験と知見を活用し、本学の経営に資することを目的としています。その担当業務・役割については、本学HPにて公表を行っています。</p> <p>また、地域産業の潜在的な成長力を引き出し、地域イノベーションを誘発させることを目的として、クロスアポイントメント制度を活用し、他大学の教員を特命学長補佐として登用しました。</p> <p>・理事・副学長及び学長特別補佐等の担当業務等  <a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/outline/jyouhoukoukai/sosiki-jyouhou.php">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/outline/jyouhoukoukai/sosiki-jyouhou.php</a></p>
補充原則 3-1-1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		<p>経営協議会は、学外から多様な意見を聴けるよう、県内外の産業界、自治体関係者、県内教育関係者等を中心とする有識者を学外委員として選任しています。また、適切な議題を設定するとともに、実質的な議論を行うため、原則年 5 回会議を開催することとし、学外委員から意見を聴く体制を整備しています。</p> <p>・経営協議会委員名簿  <a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/outline/jyouhoukoukai/sosiki-jyouhou.php">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/outline/jyouhoukoukai/sosiki-jyouhou.php</a>            ・経営協議会  <a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/syokaigi.php">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/syokaigi.php</a></p>
補充原則 3-3-1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		<p>学長選考会議は、学長選考にあたり、「宇都宮大学に求められる学長像」を策定し、学長に求める資質・能力に関する基準を定めています。また、今般意向投票を廃止して、学長選考会議における権限と責任において公平性・透明性を確保し、適正に選考を行いました。なお、基準、選考結果、選考過程及び選考理由について、大学HPにおいて公表しています。</p> <p>・学長選考会議による学長選考  <a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/jyouhoukoukai.php#disclosure02">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/jyouhoukoukai.php#disclosure02</a></p>
補充原則 3-3-1 ② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		<p>学長選考会議は、より安定的なリーダーシップが発揮できるよう、中期計画期間の 6 年を念頭に、平成 31 年 3 月に学長の任期を見直しを行いました。また、「国立大学法人宇都宮大学学長選考規程」にて任期を規定し、学内外に公表しています。</p> <p>・国立大学法人宇都宮大学学長選考規程  <a href="https://education.joueikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame11000015.htm">https://education.joueikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame11000015.htm</a></p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		<p>学長選考会議は、「国立大学法人宇都宮大学学長解任規程」を制定し、解任の際の手続きについて規定化しています。また、当該規程については学内外に公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人宇都宮大学学長解任規程</li> </ul> <p><a href="https://education.joureikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame110000016.htm">https://education.joureikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame110000016.htm</a></p>
補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		<p>学長選考会議は、「国立大学法人宇都宮大学学長の業務執行状況の確認について」に基づき、毎年度1回学長の業務執行状況を確認し、その結果について、速やかに学長に通知するとともに、大学HPにおいて公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学長の業務執行状況の確認</li> </ul> <p><a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/jyouhoukoukai.php#disclosure02">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/jyouhoukoukai.php#disclosure02</a></p>
原則3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		
基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		<p>宇都宮大学は、ミッションを踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略を策定して「宇都宮大学アクションプラン2016」としてとりまとめ、このアクションプランに基づく取組状況と、これを支える財務状況をステークホルダーの方々に分かるやすく伝えることをコンセプトとして「統合報告書」を作成し、大学HP及び冊子にて学内外に公表しています。</p> <p>また、適正かつ公平な業務遂行及び本学の社会的信頼の維持に資することを目的とし、「国立大学法人宇都宮大学コンプライアンス規程」を策定し、コンプライアンス推進体制を構築し、その運用体制について大学HPにおいて公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に関する取組</li> </ul> <p><a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/duties.php">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/duties.php</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンスに関する取り組み</li> </ul> <p><a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/compliance.php">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/compliance.php</a></p>
原則4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		<p>宇都宮大学は、法人経営・教育研究活動等について、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえたうえで、透明性を確保するため、法令上公開が定められていない情報についても、大学HPのほか、冊子媒体における大学案内等パンフレットにおいて情報を公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開</li> </ul> <p><a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報・刊行物</li> </ul> <p><a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/outline/kouhou.php">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/outline/kouhou.php</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・研究</li> </ul> <p><a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/activity/research/">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/activity/research/</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産学連携</li> </ul> <p><a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/activity/industry/">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/activity/industry/</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務に関する情報</li> </ul> <p><a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/finance.php">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/finance.php</a></p>
補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		<p><a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/outline/kouhou.php">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/outline/kouhou.php</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・研究</li> </ul> <p><a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/activity/research/">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/activity/research/</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産学連携</li> </ul> <p><a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/activity/industry/">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/activity/industry/</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務に関する情報</li> </ul> <p><a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/finance.php">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/finance.php</a></p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>宇都宮大学では、学生が身に付けることができる能力を、教育プログラム毎のディプロマ・ポリシーに定めている。定められた各能力を修得するにあたり、授業毎に、ディプロマ・ポリシーに対する到達度を「達成目標確認マトリックス（カリキュラムマップ）」で数値化したものを公開するとともに、学生が修得した能力を可視化できるようにしています。</p> <p>また、授業毎に教育成果を享受した結果として、学生による各授業の満足度を5段階評価（5が最上位）で調査し、集計値を「授業評価アンケート報告書」で公表しています。</p> <p>学生の出口となる進路状況については、全学生を調査の上、集計し、「DATABOOK」上で公開しています。</p> <p>①能力：ディプロマ・ポリシー（宇都宮大学の学士課程教育～学生の皆さんへの約束～に掲載）  <a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/activity/research/bachelor.php">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/activity/research/bachelor.php</a>                      根拠：達成目標確認マトリックス（カリキュラムマップ）  <a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/activity/research/matrix.php">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/activity/research/matrix.php</a>                      根拠：カリキュラムツリー（宇都宮大学の学士課程教育～学生の皆さんへの約束～に掲載）</p> <p>②授業評価アンケート報告書                      R1以降=設問11,H30以前=設問10が満足度調査の設問  <a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/activity/research/fd_enquete.php">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/activity/research/fd_enquete.php</a></p> <p>③卒業者の進路状況（DATABOOKに掲載）  <a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/outline/kouhou.php">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/outline/kouhou.php</a></p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報</p> <p>・情報公開  <a href="https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/">https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/</a></p>